

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における
核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告について

2026年4月6日
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、「核物質防護秘密の不適切な取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について、3月4日の原子力規制委員会にて、対応区分を「第1区分」から「第2区分」に変更することが決定されました。同日、追加検査の実施に向けた改善措置活動に対する計画及びその実施結果を4月6日までに報告することを求める旨の通知を受領しております。

[\(2026年3月4日お知らせ済み\)](#)

本件の改善措置活動に対する計画及びその実施結果をとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止めております。さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組み、同委員会による追加検査等に真摯に対応してまいります。

【添付資料】

- ・ [本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告書](#)
- ・ [本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告書（概要）](#)

以 上